

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第9号

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する
規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員） 第2条 （略） （1） （略） アーカ （略） <u>キ 配偶者同行休業職員（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。）</u> （2）・（3） （略） （期末手当に係る在職期間） 第7条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 休職にされていた期間<u>並びに</u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）<u>及び第2条第1号キに掲げる職員</u>として在職した期間については、その2分の1の期間 （3）・（4） （略） 3 （略） （基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員） 第11条 （略） （1） （略） アーエ （略） <u>オ 第2条第1号キに該当する者</u> （2） （略） 2 （略） （勤勉手当に係る勤務期間） 第14条 （略）	（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員） 第2条 （略） （1） （略） アーカ （略） （2）・（3） （略） （期末手当に係る在職期間） 第7条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 休職にされていた期間<u>及び</u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間 （3）・（4） （略） 3 （略） （基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員） 第11条 （略） （1） （略） アーエ （略） （2） （略） 2 （略） （勤勉手当に係る勤務期間） 第14条 （略）

2 (略) (1) (略) (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間 (3)―(10) (略)	2 (略) (1) (略) (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間 (3)―(10) (略)
---	--

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。